

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	ダイオキシン類対策特別措置法	法令番号	平成11年法律第105号	
手続名	特定施設の改善命令・使用一時停止命令	根拠条項	第22条第1項	
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則に定める測定方法により、排出口又は排水口において排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を継続して排出するおそれがあると認めるときに処分を行う。</p> <p>(2) 処分の内容、程度 期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用の一時停止を命ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出ガス及び排出水に関する規制は別紙のとおり 			
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関 保健福祉事務所	交付 機関 保健福祉事務所	目次 No.